

○熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の管理事務の委任

(昭和 53 年 3 月 31 日告示第 308 号の 6)

改正 平成 16 年 12 月 14 日告示第 1195 号の 2 平成 17 年 7 月 1 日告示第 865 号の 3

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定により、熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の管理に係る知事の権限に属する事務のうち、次の事務を熊本県教育委員会に委任し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項に規定する公園施設の設置又は管理の許可に関する事
- 2 法第 6 条第 1 項及び第 3 項に規定する公園の占用の許可及び変更の許可に関する事
- 3 法第 9 条に規定する占用の協議に関する事
- 4 法第 10 条第 2 項に規定する措置の指示に関する事
- 5 法第 13 条に規定する原因者負担金に関する事
- 6 法第 14 条第 2 項に規定する附帯工事に要する負担金に関する事
- 7 法第 27 条に規定する監督処分に関する事
- 8 法第 28 条に規定する損失の補償に関する事
- 9 熊本県都市公園条例(昭和 53 年熊本県条例第 9 号。以下「条例」という。)第 2 条に規定する行為の許可及び変更の許可に関する事
- 10 条例第 4 条に規定する利用の禁止又は制限に関する事
- 11 条例第 5 条第 2 項に規定する利用の許可に関する事
- 12 条例第 5 条第 3 項に規定する休園日及び開園時間に関する事
- 13 条例第 5 条の 2 に規定する利用の許可の基準に関する事
- 14 条例第 6 条に規定する監督処分に関する事
- 15 条例第 9 条に規定する使用料の徴収及び返還に関する事
- 16 条例第 10 条に規定する使用料の減免に関する事
- 17 条例第 12 条第 2 項に規定する保管工作物等一覧簿の閲覧に関する事
- 18 条例第 15 条に規定する保管工作物等を返還する場合の手續に関する事
- 19 条例第 16 条に規定する指定管理者に関する事
- 20 条例第 17 条に規定する指定管理者の業務に関する事
- 21 条例第 18 条に規定する利用料金に関する事
- 22 条例第 19 条に規定する原状回復義務に関する事
- 23 条例第 20 条に規定する損害賠償に関する事
- 24 前各号に定めるもののほか、知事が熊本県教育委員会と協議のうえ別に定める事務

改正文 抄

- 1 平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

改正文(平成16年12月14日告示第1195号の2)抄

- 1 都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)附則第1条の政令で定める日から適用する。

改正文(平成17年7月1日告示第865号の3)抄

- 1 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第58号)附則第1条に定める日から適用する。